

ひがしまつしま

- 一人ひとりの笑顔のために
医師・保健師などが一体で健康サポート --- P2~P3
- 被災者の生活を支援する制度への
申請は済んでいますか --- P4~P6
- まちの情報広場 --- P7~P8, P13
- City View --- P9~P12
- 「東松島市復興まちづくり計画」策定の
取り組み状況報告 --- P14~P15
- 知っ得情報 --- P16~P17
- ヘルシーインフォメーション --- P18
- ゆづと通信・市民のカレンダー --- P19
- 戸籍のまど・蔵っぱだより --- P20



特集

苦難を乗り越え 自分らしく

サポート続ける保健行政

震災という辛い体験がありました。5カ月経った今、体調の変化を感じている人が多くなっています。震災後のストレスなど、気づかぬうちに負担が増えているのかもしれません。

市民みんなの健康を支える保健行政。市の保健師・地元の医師、支援機関は、市民一人ひとりが苦難を乗り越え、自分らしく生き抜くためのサポートを続けています。関係者たちの取り組みを追いました。

▼医療支援チームと保健師との打ち合わせ風景



▶生後1カ月の赤ちゃんの身長を測る保健師。健やかに育つ子どもたちを見守るのも大切な仕事の一つ



▲避難所での巡回診療の様子

中心となっているのは地元の保健師ですが、高い技術や専門的な知識を持った機関が、その活動を支援し

方されている薬が震災後も途切れずに服用できているかなどを確認しながら、女性の話にじっくり耳を傾けます。その上で、ボランティアによるマッサージ会などの取り組みが始まっていることを伝えました。「仮設住宅での催しは新しい知り合いを作る絶好の機会。何かやっていないか、のぞいてみてくださいね」とアドバ

被災者の心と体 支え続けるため

今回の震災ではたくさんの方が住む家を奪われ、仮設住宅などでの暮らしを余儀なくされています。震災の悲しみ、将来への不安。精神的なストレスが体の不調につながる場合があります。市健康推進課では、被災した住民の心と体の健康を支えるため、仮設住宅での健康相談会など具体的な対策を講じています。



から、保健行政の新しいシステムづくりへのサポートへと軸足を変えて活動を展開しています。

震災後、主に鳴瀬地区の避難所で巡回診療を行ってきた同センターは、巡回診療などの医療サービス提供

民の健康支援対策に加え、乳幼児健診、予防接種などの通常業務が再開。保健師の負担が増え、依然として外部からのサポートが必要な状態にあります。

支援を続ける国際医療研究センター
震災から5カ月が経ち、避難所の閉鎖や地元医療機関の再開に伴って、全国の医療支援チームは次々と撤退していきました。一方、市の保健行政は、被災した住

び立ち直るその日を信じて、全力でサポートを続けていきます。

震災で傷ついた人々が再び立ち直るその日を信じて、全力でサポートを続けていきます。

地元の医師と保健師、そして支援を続ける同センター。それぞれ立場は違いますが、根底にある理念は同じです。それは「住民一人ひとりの命を支えたい」というまっすぐな思い。三者はこれからも連携を深めながら、よりよい地域医療を目指して力を尽くしていきます。

地元の医師たちも住民のために働き続けています。震災直後から避難所を回り診療や健康相談を行ったほか、市保健相談センター内に仮設救護所を設置し、診療を続けました。また巡回診療で把握した緊急受診が必要な患者の受け入れを行いました。

4月下旬からは市内の浸水被害エリアを対象とした「健康支援調査」に協力。約7,800世帯を対象に、さまざまな角度から住民の健康を調査しました。同センター研究所も加わり、より科学的なデータ分析を目指して進められました。市では同センターの指導を受けながら、結果を取りまとめ、地域の健康教育などに役立てていくことにしています。

▶栄養士による相談も。特に子どもの食生活を心配する親が多いようです



住民の声 大切に 対策講じる

◀男性は高血圧などの不安な点を保健師に相談していました



話す場がほしい 仮設入居者の声

「体調はどうですか?」「よく眠れていますか?」「困ったことはありませんか?」。仮設住宅での健康相談会の一コマです。市の保健師、栄養士、心のケアを行う精神保健福祉士、社会福祉士など専門スタッフが、仮設入居者の健康状態をていねいに把握していきます。

「近くに話し相手がおらず寂しい」と話しました。女性は一人暮らし。仲の良かった近所の友人たちと離れてしまい、丸一日、誰とも話さない日があるそうです。「夕方になると不安で胸がドキドキしてくるの。夜、一人で何かあったらどうしようと考えてしまって。近道を散歩してなんとか気持ちを紛らわせているんだけど...」と、苦しい胸の内を明かしました。

市健康推進課では、入居して間もない女性(79)が、血圧や持病、通院の状態、処

地元医師ら奔走 全力でサポート

地元の医師たちも住民のために働き続けています。震災直後から避難所を回り診療や健康相談を行ったほか、市保健相談センター内に仮設救護所を設置し、診療を続けました。また巡回診療で把握した緊急受診が必要な患者の受け入れを行いました。

私たちが支えます

海外支援の経験を生かし、地域の保健医療をサポートする国立国際医療研究センター。国際医療協力部所属の医師、堀越洋一ほりこしやういちさんと、東松島市の大内佳子おうちよしこ保健師に、この5カ月間の活動を振り返ってもらいました。



国立国際医療研究センターの取り組みについて教えてください

地元医療機関の再開や避難所の閉鎖に伴い終了しました。健康支援調査も終わりました。健康支援調査を進めているところですので。あわせて、仮設住宅入居者への支援やこのころのケアを主とした6つの項目を柱として、保健行政の新たなシステムづくりを急いでいます。

堀越医師 長期的な支援を視野に調査を重ね、3月22日から東松島市に入り、鳴瀬地区での巡回診療に参加しました。4月下旬からは浸水エリアの約7、800世帯を対象に「健康支援調査」が始まり、その協力をさせていただきました。野蒜など被害の大きかった地区から戸別訪問していききました。当初は、血圧、咳、精神状態などほぼ毎日、医療介入につないでいきました。

地元の保健師の印象はいかがですか

東松島市の保健師はミーティングの時、支援が必要な方の名前を出して情報の共有を進めています。一人ひとりの問題を的確に捉え、個別に支援していいこうという姿勢は素晴らしいですね。

市民にメッセージをお願いします

初めて訪れた時は寒い3月。被災地の光景は衝撃的でした。次に来た時、海のような田んぼに稲が植えられていました。夏が過ぎ、青々と茂る田んぼ。震災という苦難に立ち向かい、本来の生き方を貫こうとしている人々の姿が象徴的に見え、勇気づけられました。支援というと、どちらかが手助けするという一方向のものと思えがちですが、わたしも皆さんから元気をもらっています。心から感謝します。

震災の計り知れないストレスが、さまざまな症状となって現れることがあります。葉だけでなく、復興という新たな地域づくりが重要です。少しずつ時間をかけて自分らしく生きられる場を取り戻していくこと、それが本当の健康につながるのです。今後も、そのためのサポートに組織一丸となって取り組んでまいります。

こそ果たせた役割。この信頼の礎は、一人ひとりの生命を大切にするという両者の理念だと感じています。

堀越洋一さん

医師

自分らしく生きられる場を

現在ほどんな活動に取り組んでいますか

巡回診療は、私たちが、全国から派遣された医療チームの調整役も担いましたが、それは保健師との信頼関係があつて

巡回診療は、私たちが、全国から派遣された医療チームの調整役も担いましたが、それは保健師との信頼関係があつて

巡回診療は、私たちが、全国から派遣された医療チームの調整役も担いましたが、それは保健師との信頼関係があつて

巡回診療は、私たちが、全国から派遣された医療チームの調整役も担いましたが、それは保健師との信頼関係があつて

巡回診療は、私たちが、全国から派遣された医療チームの調整役も担いましたが、それは保健師との信頼関係があつて

巡回診療は、私たちが、全国から派遣された医療チームの調整役も担いましたが、それは保健師との信頼関係があつて

大内佳子保健師

市民とのつながりを実感

震災直後は、どのような状況でしたか

市保健相談センターでミーティングをしていました。夜になると、避難所にいる具合の悪い人を診てほしいと本部から要請が入りました。患者さんの血圧を測ったり救急車を呼んだり、避難所となった学校の教室を見回ったりしました。

孤立した地区もありましたが、どのように対応したのですか

日本赤十字社（日赤）の先生と一緒に13日に自衛隊のヘリで宮戸に入ったのが最初です。食料も物資もない緊急時に、私たち保健師が直接避難所に入りたいたいと思いました。孤立した避難所内で不安を抱えている方、体調を崩している方に、今できる支援をしたいという保健師としての思いがありました。

避難所の巡回診療はいつから始まったのですか

13日から始めました。全国から支援にきた日赤救護チームが診療に入っていました。短期間で入れ替わる救護チームを確保し調整するのは大変な作業でした。

市民の方と話していると、つながりを実感できて、心から保健師の仕事が好きだと感じました。

これからどんなサポートを行っていききたいのですか

健康により近づけるよう支援するのが私たちの役目。居住環境、仕事、家族構成など生活状態を把握し、市民一人ひとりへの支援を大切に考えていきたいです。



震災という悲しみの体験から皆さんが立ち直れるように、これからも全力で支え続けていきたいと思えます。

■申請受付対象者

1. 災害により死亡した方の遺族 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
2. り災証明書により住宅の被害が半壊判定を受けた方

※生活再建支援金を申請し、義援金の交付対象になる方には後日、申請口座に振り込みます(義援金の申請は不要です)。

※上記対象者がいない場合は、法定相続人が申請者になります。法定相続人もいない場合は、葬祭を行った親族の方になります。

3. 震災により半壊以上の住居被害を受けた世帯および震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子・父子家庭となった方
4. 震災時に大規模半壊以上の住居被害を受けた高齢者および障害者施設に入所している方(死亡・行方不明者で義援金の申請をした方を除く)

※施設入居者については、対象となった施設を通じて申請していただきます。

■申請に必要なもの

(死亡の場合) ①印鑑 ②申請・請求者の身分証明書(運転免許証、健康保険証など) ③死亡診断書(検案書)のコピー ④死亡者と申請・請求者との関係を示す書類(戸籍謄本など) ⑤請求者の通帳またはキャッシュカード

(半壊の場合) ①印鑑 ②申請・請求者の身分証明書(運転免許証、健康保険証など) ③り災証明書のコピー ④世帯主の通帳またはキャッシュカード(世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯の代表者のもの)

(半壊以上の母子・父子世帯の方) ①印鑑 ②り災証明書のコピー ③申請者(代理人)の身分証明書(運転免許証・健康保険証など) ④請求者の通帳またはキャッシュカード ⑤住民票謄本および戸籍謄本(児童扶養手当受給者は不要)

(震災により配偶者死亡世帯の方) ①印鑑 ②申請者(代理人)の身分証明書(運転免許証・健康保険証など) ③請求者の通帳またはキャッシュカード ④住民票謄本および戸籍謄本(児童扶養手当受給者は不要) ⑤配偶者の死亡届(死体検案書)のコピー

■問 福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

(6)被災住宅の解体・撤去申請

震災とその余震により被災した家屋の解体および津波で自宅敷地内に流入したガレキなどの撤去を行います。

■対象 東日本大震災の地震、津波およびその後の余震により「半壊」以上の判定を受けた建物および自宅敷地内に流入したガレキなど

■受付日時 月～金曜日(祝日除く) 9時～16時 ■場所 環境課

■解体などの経費 全額市が負担 ※あくまでも個人の財産であることから、解体については本人からの申し出により行うことになります

■必要なもの ①印鑑(認印で可) ②り災証明書(写しで可) ③本人確認書類(例:自動車運転免許証など) ④本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状 ⑤被災写真(2～3枚程度)

※印鑑・確認資料・写真などが無い場合は、その旨申し出ください。

※委任状の様式は任意で構いませんが、委任する権限(委任すること)として「震災による被災家屋解体・撤去の申し込みに関すること」を必ず明記ください。

■その他 基礎から離れ道路などに流出した家屋は、申し出が無くても解体する予定です

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

(7)応急仮設住宅の入居申し込み

応急仮設住宅の建設・入居が完了したので、申請受付は終了しました

■問 市民協働課仮設住宅管理班 ☎内線1103

(8)民間賃借住宅の応急仮設住宅扱い

申請受付は8月31日(水)をもって終了しました

■問 震災復旧対策室 ☎内線1422～1423

(9)被災自動車の返却

市では、津波により道路・公共施設などに流失後放置され、災害復旧および生活環境上支障となっている被災自動車を、損壊家屋等(自動車)の撤去等に関する指針に基づき、撤去・回収しました。

6月1日から回収した被災自動車は宮城県の管理になり、下記により返却しますので、確認ください。

■自動車の現状確認、自動車本体の処分

保管場所に移動した自動車の所有者の方には、次の事項に関する意向を確認する書類を送付します。所有者の方の意向に応じた手続きに必要な提出書類を同封していますので、書類到着後は、早めに手続きください。

<自動車本体および車内物品の受取>

1. 両方の受取を希望する
2. 車内物品のみ受取を希望する(自動車本体の処分は県に委託する)
3. 両方とも受取を希望しない(自動車本体と車内物品の処分を県に委託)

■保管場所への入場 保管場所への入場は、上記手続きが完了した方から、順次受付を開始します。安全管理の都合上、保管場所への入場は予約制とし、予約のない方の入場はお断りしています。

■住所移転された場合 運輸局・軽自動車検査協会における自動車登録上の所有者(使用者)住所に書類を送付します。登録上の所有者(使用者)住所から移転された方は、県資源循環推進課まで連絡ください。移転先の住所に書類を送付します

■受付時間 9時～17時(土・日・祝日除く)

■問 宮城県環境生活部資源循環推進課 自動車・家電等処理班

☎022-211-2009 FAX022-211-2390

(10)一般家庭からの災害ごみ直接受け入れ

災害ごみの受入を次のとおり実施します。

■期間 当面の間 ※本人確認できるもの(運転免許証など)を持参。業者委託の場合は、依頼者の住所・氏名・連絡先を確認します。

■時間 9時～12時/13時～16時

※10月から、第1・第3日曜日は閉鎖となります。

■場所 大曲浜県有地 (株)ヤマニシ西側

■対象ごみ 東松島市内で浸水により使えなくなったもの <10種類に分別>

- 建物倒壊・掃除ごみなど…①ガレキ、コンクリート、屋根瓦 ②鉄筋、鉄柱 ③木材、家具、建具 ④ふとん、たたみ ⑤どろ、かや
- 可燃ごみなど…⑥紙、衣類、プラスチック製品など
- 不燃ごみなど…⑦鉄、アルミ製品、ビン、割れた瀬戸物、ガラスなど ⑧電子レンジ、電気ポット、ドライヤーなど小型家電
- 家電4品など…⑨テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、パソコン(本体)
- 有害ごみなど…⑩乾電池、蛍光灯、消火器、ボンベ、タイヤなどは受付で案内します

※処理が難しいもの…消火器、ボンベ、タイヤなどは受付で案内します。

※一般家庭ごみは集積所での定期回収を行っています(分別されていない可燃ごみなどは収集しません)。

■分別・搬入方法 分別して各自(または登録業者への委託)で搬入

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

(11)津波による災害ごみ無料回収

個人対応できない市民からの要望に応えるため、津波により、自宅敷地内に流入したガレキ・泥や津波により被災した畳・家具・家電製品を回収します。

■ごみの出し方 庭先あるいは交通の支障にならないよう道路際に集めて、「災害ごみ」と表示してください

■回収時期 当分の間(順次回収しますが、災害ごみの量が膨大なため時間がかかります。災害ごみの量が予想以上の場合、期間を延期して回収します)

※各地区を数回に分け回収しますので、片付けた都度出しても構いません。

■対象ごみ ●津波により流されてきたガレキ・泥など ●浸水などにより使えなくなった畳・タンス・テレビなどの家具や家電製品

※今回の回収は、災害ごみに限定します。一般家庭ごみは従来どおり、集積所に出してください。

■回収業者 市建設業協会加盟業者

■その他 今回の津波災害ごみの回収は、全て無料になります

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

(12)被災地拾得物(写真・位牌・賞状類関係)の返還

市では、震災に伴う拾得物(写真・位牌・賞状類関係)の返還を8月25日(木)から再開しました(9月30日(金)まで)。

■場所 西福田地区体育館(住所:西福田字古堂26)

■公開曜日 毎週木～日曜日

■公開時間 9時～15時

※貴重品関係は、石巻警察署に直接問い合わせください。

■問 写真・位牌・賞状類関係 防災交通課防災交通班 ☎内線1162・1163

貴重品関係 石巻警察署会計課 ☎95-4141

(13)行方不明者の親族向け相談窓口

行方不明者の親族の方からの相談・DNA検査の申し込み、身元不明遺体の特徴資料の閲覧などの業務については、市営墓地(大塩字引沢、旧河南地区衛生センター跡地)内のプレハブ事務所で行っていましたが、8月21日(日)以降は石巻警察署で行っています。

■問 石巻警察署刑事第一課 ☎95-4141

被災者の生活を支援する制度への申請は済んでいますか ①

国や県・市では、被災者への生活を支援する制度があります。もう一度申請が済んでいるか確認し、まだの方は受付日時や申請期限などと確認の上、手続きを行ってください。

1. 住宅に被害を受けた方

- (1) 被災証明書の発行
 - (3) 被災者生活再建支援制度 (4) 住宅の応急修理制度 (5) 災害義援金 (6) 被災住宅の解体・撤去 (10) 一般家庭からの災害ごみ直接受け入れ (11) 津波による災害ごみ無料回収 (14) 災害援護資金貸付 (15) 災害弔慰金 (16) 災害障害見舞金 (17) 市税などの減免手続き

2. 住宅以外の自動車や倉庫・物置などに被害を受けた方

- (2) 被災証明書の発行
 - 保険や職場での休業補償などに使用します
- (9) 市保管の被災自動車の返却 (17) 市税などの減免手続き

3. 住宅(借家住宅含む)が流された方

- 上記(1)・(3)・(5)・(16)と次の制度
 - (7) 応急仮設住宅の入居申し込み(終了) (8) 民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱い(終了) (12) 被災地拾得物の返還 (14) 災害援護資金貸付 (15) 災害弔慰金 (16) 災害障害見舞金 (17) 市税などの減免手続き

4. 親族が行方不明の方

- (13) 行方不明者の親族向け相談窓口

(1)「被災証明書」の発行

●**被災証明書** 被災証明とは、住家の被害状況を証明するものです(物置・倉庫・車庫などは被災証明書)。市が被災家屋調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書です。税金や公共料金などの減免や控除・支払猶予・建物の修復に銀行などから借り入れする場合や利子引き下げなどに必要な証明書です。津波被害は即日交付。地震被害もある場合は調査後、後日交付になります。

■**受付日時** 月～金曜日 9時～16時 ■**場所** 本庁舎1階101会議室

■**必要なもの** 印鑑(印鑑が無い場合は拇印も可)

※なお、電話・郵送での発行は当面行いませんので、ご注意ください。

■**問** 震災復旧対策室 ☎内線1422～1423

(2)「被災証明書」の発行

●**被災証明書** 被災証明書とは、災害の事実を証明する書類のことです。住家以外の全ての被害を証明するもので、被災した場合の休業証明など各種制度の手続きに必要な証明書です。

■**受付日時** 月～金曜日 9時～16時 ■**場所** 本庁舎1階101会議室

■**必要なもの** 印鑑(印鑑が無い場合は拇印も可)

■**問** 震災復旧対策室 ☎内線1422～1423

(3)被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度の申請は、次のとおり受付を行っています。

■**受付日時** 月～金曜日 9時～16時

■**申請期限**

●**基礎支援金**: 災害発生日から13カ月以内

●**加算支援金**: 災害発生日から37カ月以内

■**場所** 本庁舎1階101会議室

■**対象** 被災証明書により「全壊」・「大規模半壊」に判定を受けた世帯

その他の対象世帯: ①住宅が半壊または住宅の敷地内に被害が生じ、その住宅を「やむを得ず解体」した世帯

②災害による危険な状態が継続し、住宅に「居住不能な状態が長期間継続」している世帯

■**支給額** ①基礎支援金(被害程度に応じて支給)「全壊」の世帯は100万円、「大規模半壊」の世帯は50万円。※半壊などで解体した場合100万円支給

②加算支援金(再建方法に応じて支給する支援金)「建設・購入」は200万円、「補修」は100万円、「賃借(公営住宅以外)」は50万円

※①②のうち、世帯人数が1人の場合は、支給金額の3/4の額。

※支援金の支給見込みについて、市では、職員・他県市町支援職員の協力を得て全力を挙げて国への申請作業を行っています。申請から3カ月程度、支給が遅れることもありますので、あらかじめご理解願います。

■**必要なもの** ①被災証明書 ②振込口座の通帳(通帳などは世帯主のもの。ただし、世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯の代表者) ③住宅の建設・購入、補修、賃借する場合は、確認できる契約書

■**問** 震災復旧対策室 ☎内線1422～1423

(4)住宅の応急修理制度

この制度は、今回の災害により全壊、大規模半壊、半壊した住宅を市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急修理する制度です。※一部損壊は対象になりません。

■**受付日時** 月～金曜日 9時～16時

■**場所** 本庁舎1階101会議室

■**対象世帯** 以下の全ての要件を満たす世帯が対象

- ①全壊、大規模半壊または半壊の被害を受けたこと
- ②応急修理を行うことによって避難の必要がなくなること
- ③応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと

■**所得制限** 大規模半壊または全壊の世帯は所得制限無し。半壊の世帯は前々年の世帯全体年収などが、以下のいずれかに該当する世帯が対象です

- ①収入額(年収)が500万円以下の世帯 ②収入額(年収)が500万円超で700万円以下の世帯のうち、世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯
- ③収入額(年収)が700万円超で800万円以下の世帯のうち、世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯

■**応急修理の範囲** 居室、炊事場、便所などの日常生活に必要な欠くことのできない部分、緊急を要する箇所について実施します

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎など ②ドア・窓などの開口部
- ③上下水道・電気・ガスなどの配管・配線 ④衛生設備

※地震(津波含む)の被害と直接関係のある修理のみが対象です。

※内装に関するものは原則として対象外です。

※家電製品は対象外です。

■**限度額** ①一世帯あたりの限度額は52万円以内 ②同一世帯(1戸)に2世帯以上が居住している場合でも、上記①の1世帯あたりの限度額以内となります

■**必要なもの** ①被災証明書(写し) ②住民票(謄本)など(市が発行する世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できるもの) ③前々年の総所得金額が確認できる所得証明書(世帯全員分) ④要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類

※③および④は半壊の場合のみ提出(事後提出も可能です)。

※建築基準法第84条の建築規制区域も補助対象となります。

■**問** 震災復旧対策室 ☎内線1422～1423

(5)災害義援金

震災で被災された皆さんへ、日本赤十字社、中央共同募金会などの義援金団体や宮城県、市へ寄せられた義援金の配分申請受付を次のとおり実施しています。

■**受付日時** 月～金曜日 9時～16時 ■**場所** 本庁舎1階福祉課前

■**第一次・二次配分までの義援金配分対象者・支給額**

		第一次	第二次	合計
死亡・行方不明者	義援金受付団体	35万円	50万円	85万円
	県災害対策本部	15万円	0	15万円
	市	0	2万円	2万円
	計	50万円	52万円	102万円
災害見舞金支給対象者	義援金受付団体	0	0	0
	県災害対策本部	10万円	0	10万円
	市	0	1万円	1万円
	計	10万円	1万円	11万円
全壊	義援金受付団体	35万円	50万円	85万円
	県災害対策本部	10万円	5万円	15万円
	市	0	1万5千円	1万5千円
	計	45万円	56万5千円	101万5千円
大規模半壊	義援金受付団体	18万円	47万円	65万円
	県災害対策本部	7万円	3万円	10万円
	市	0	1万円	1万円
	計	25万円	51万円	76万円
半壊	義援金受付団体	18万円	27万円	45万円
	県災害対策本部	2万円	3万円	5万円
	市	0	1万円	1万円
	計	20万円	31万円	51万円
震災孤児	県災害対策本部	50万円	0	50万円
	市	0	5万円	5万円
	計	50万円	5万円	55万円
母子・父子世帯	県災害対策本部	0	20万円	20万円
	市	0	1万円	1万円
	計	0	21万円	21万円
施設入居者(高齢者・障害者)	県災害対策本部	0	10万円	10万円
	市	0	1万円	1万円
	計	0	11万円	11万円

被災者の生活を支援する制度への申請は済んでいますか②

(14) 災害援護資金貸付

震災で世帯主が負傷または住居・家財の損害を受けた市民の方に対して、「東松島市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けします。

■**貸付対象世帯** 震災により世帯主が負傷し、その療養に要する期間が1カ月以上になったときや住居・家財に大きな損害を受けた世帯で、被害当時、東松島市に住所を有していた方世帯が対象となります。ただし、家族数に応じた所得制限があります

■**貸付限度額** 世帯主の負傷の有無および住居・家財の被害の程度により、150万円～350万円まで間で貸付限度額が設定されています

■**償還期間** 13年(据置期間を含む)

■**据置期間** 6年(世帯主の死亡や全壊など特別の事情がある場合は、据置期間が8年に延長されます。)

■**償還方法** 年賦または半年賦

■**貸付利率** 連帯保証人ありの場合 無利子、連帯保証人なしの場合 年1.5%

■**連帯保証人としての要件** ①連帯して債務を負担する能力のある方 ②東松島市に居住している方(市内に連帯保証人になる方がいない場合は、他市町村に居住の方も可になりました) ③借受人と同一世帯・同一生計にある方(例：家族など)は連帯保証人になれません

■**受付日時** 月～金曜日 9時～16時

■**場所** 本庁舎1階福祉課前

■**必要なもの** ①災害援護資金借入申込書 ②医師の診断書(世帯主が1カ月以上の負傷をした場合のみ必要です) ③り災証明書 ④所得証明書(世帯員全員分、連帯保証人ありの場合は連帯保証人の分も添付) ⑤資産証明書(世帯員全員分、連帯保証人ありの場合は連帯保証人の分も添付) ⑥市税の納税証明書(世帯員全員分、市税の未納がある場合貸し付けできません) ⑦住民票謄本(世帯員全員分の記載があるもの) ⑧印鑑

■**問** 福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

(15) 災害弔慰金

震災で死亡した市民の遺族に対し、「東松島市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金を支給します。

■**対象** 東日本大震災により死亡した方で、被害を受けた当時、東松島市に住所を有していた方の遺族

■**受給遺族** (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母

上記の対象者がいない場合、死亡した方と生計を一にしていた兄弟姉妹

■**弔慰金の額** ア.生計を主として維持していた方が死亡の場合 500万円
イ.その他の方が死亡の場合 250万円

■**支給時期** 未定

■**受付日時** 月～金曜日 9時～16時

■**場所** 本庁舎1階福祉課前

■**必要なもの** ①災害弔慰金支給調査票 ②印鑑
③死亡診断書(検案書)のコピー

■**問** 福祉課福祉総務班 内線1172～1174

(16) 災害障害見舞金

震災で負傷し、また疾病にかかり、症状が固定した後も重度の障害を受けた市民の方に対して、「東松島市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害障害見舞金を支給します。

■**対象** 震災で重度の障害を受け、身体障害者手帳等の交付手続きをされた方で、被害を受けた当時、東松島市に住所を有していた方

■**見舞金額** 災害障害見舞金の額は、障害者のその世帯における生計維持の状況により、次の金額になります。

ア.被災当時、その属する世帯の生計を主として維持していた場合 250万円
イ.その他の場合 125万円

■**支給時期** 未定

■**受付日時** 月～金曜日 9時～16時

■**場所** 本庁舎1階福祉課前

■**必要なもの** ①印鑑 ②災害障害見舞金支給調査票(受付窓口で配布)
③支給希望先口座の通帳またはキャッシュカード

■**問** 福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

(17) 市税などの減免手続き

市税などの減免を受けようとする場合、減免申請書の提出が必要ですが、今回の災害による被害は大規模かつ広範囲に及ぶことから市が減免の該当要件等を把握できるものについては、申請書の提出を省略することとしました。ただし、被災により下表に該当し、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の減免に該当する方で平成23年3月12日以降に転入された方は減免申請書の提出が必要となります。

■**受付期間** 平成24年1月31日(火)まで

■**受付日時** 月～金曜日 9時～16時 ■**場所** 本庁舎1階税務課

■**必要なもの** ※申請内容によって必要な書類などが異なりますので、必ず問い合わせください。

- 印鑑(認印は可、スタンプ印は不可) ●生活保護受給証
- 障害者手帳など ●納付書など
- 土地の被害状況のわかるもの(写真、図面など)
- 平成22年中の合計所得金額が分かるもの
- 平成23年中の合計見込所得金額が分かるもの
- 事業の廃止や失業したことが分かるもの
- その他下記の表の減免事由について確認のできる書類

税目	減免事由
市民税	・生活保護法の規定による生活扶助を受けることになったとき ・障害者となったとき
固定資産税	・課税免除区域外の土地に被害があったとき ※損害割合が20%以上 ・課税免除区域外の事業用家屋、作業場および物置に半壊以上の被害があったとき
国民健康保険税	・世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負ったとき ・世帯の主たる生計維持者が行方不明であるとき ・生活保護法の規定による生活扶助を受けることになったとき ・被災者生活再建支援法に規定する長期避難に属する世帯の納税義務者 ・事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入など」という)の減少が見込まれる方で、下記①～③全てに該当する方 ※1 非自発的失業者以外の方 ①減少額が前年事業収入などの10分の3以上の方 ②前年の合計所得金額が1,000万円以下の方 ③事業収入などに係る所得以外の前年の所得金額が400万円以下の方 ・事業などの廃止や失業 ・福島原子力発電所災害からの避難者
後期高齢者医療保険料	・世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負ったとき ・世帯の主たる生計維持者が行方不明であるとき ・事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入など」という)の減少が見込まれる方で、下記①～③全てに該当する方 ①減少額が前年事業収入などの10分の3以上の方 ②前年の合計所得金額が1,000万円以下の方 ③事業収入などに係る所得以外の前年の所得金額が400万円以下の方 ・福島原子力発電所災害からの避難者
介護保険料	・被保険者が重篤な傷病を負ったとき ・被保険者が行方不明であるとき ・生活保護法の規定による生活扶助を受けることになったとき ・被災者生活再建支援法に規定する長期避難に属する世帯の納税義務者 ・福島原子力発電所災害からの避難者

※1 非自発的失業者…倒産や解雇など自ら望まない形で離職した方で雇用保険を受給されている方

※確定申告(修正申告)が済んだ方は、市県民税への反映が平成23年度分もしくは平成24年度分とするか選択することができることになりました。申告が済み、平成24年度分から雑損控除を適用させたい方は税務課まで申請書を提出してください。

※公的年金からの市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金からの天引き)について、震災の影響により平成23年度は6月・8月の特別徴収(年金からの天引き)を一時中止していましたが、平成23年10月・12月、平成24年2月も特別徴収を行わないことになりました。

そのため、平成23年度分市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付方法は普通徴収(納付書による納付)になります。

なお、特別徴収は平成24年10月より再開する予定です。

■**問** 税務課住民税班 ☎内線1135～1139、固定資産税班 ☎内線1131～1134

まちの情報広場 ①

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

(財)台湾佛教慈濟基金会 災害見舞金の贈呈

財団法人台湾佛教慈濟基金会から、東日本大震災の被災者支援として、被災した市民を対象に見舞金が贈呈されます。

■対象 3月11日時点で東松島市に住民登録している方で、全壊・大規模半壊・半壊となった世帯の世帯主

※3月11日以後に世帯主が変更になった場合は、新しい世帯主が対象です。

■支給額 ※(財)台湾佛教慈濟基金会から直接支給されます。
震災時に単身世帯で被災した世帯……1世帯あたり3万円
2～3人世帯で被災した世帯……1世帯あたり5万円
4人以上世帯で被災した世帯……1世帯あたり7万円

■受付日時・場所 9月10日(土)～12日(月)
10・11日は9時～16時、12日は9時～12時

※混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください

被災時の住所(地区)	場所
矢本・小松・大曲・大塩	市コミュニティセンター 1階集会室
赤井	赤井市民センター 多目的ホール
鳴瀬	小野地区体育館

※指定された会場以外での受け取りはできません。

■必要なもの 被災証明書のコピー、申請にお越しになる方の運転免許証・保険証など本人確認ができる身分証明書類、印鑑

※世帯主以外の方がお越しになる場合、委任状が必要です。様式は問いませんが、記載例を参考にしてください。

【記載例】

委任状

私 東松島太郎(世帯主の氏名)は、代理人 東松島次郎(世帯主の代理でお越しになる方の氏名)に(財)台湾佛教慈濟基金会の見舞金の受領に関する一切の権限を委任します。

平成23年9月10日

3月11日時点の住所 東松島市矢本字上河戸36-1

世帯主の氏名 東松島 太郎(世帯主本人の自署) ㊟

●当日申請に来られない場合は、(財)台湾佛教慈濟基金会日本支部まで問い合わせてください。

(財)台湾佛教慈濟基金会…1966年 證嚴法師によって台湾・花蓮県で設立されました。台湾を拠点にして広く世界に視野をおいた慈善団体で、医療・建設・教育・社会文化などの事業を展開しています。

■問 (財)台湾佛教慈濟基金会日本支部 ☎03-3203-5651(受付時間9時～17時)、市復興政策課復興政策班 ☎内線1240

復興の力になりたい

仮設住宅に入居されている皆さんからの相談業務にあたっています。震災から5カ月経ち、市民の皆さんは焦燥感でいっぱいだろうと覚悟して臨みましたが、電話口から聞こえる声は冷静で、あれだけの体験にも関わらず落ち着いていらっしゃるというのが第一印象です。最後には「ありがとうございました」という感謝の言葉もいただき、救われる思いです。



派遣にあたり写真集などで被災状況を確認させていただきました。お住まいになっていた皆さんが立ち直るには長い時間がかかるかもしれません。私個人の力は小さいですが、復興の力になれるのなら努力させていただきたい。そう思っています。

市民協働課に派遣
たつだ こういちろう
龍田 浩一郎さん 43歳

責任持って職務遂行

東松島市のほか、福岡・熊本県の派遣チームと一緒に仕事をさせてもらっています。みんな温かい人たちでチームワークも良く、自然にとけ込むことができました。感謝しています。

応急仮設住宅に関する問い合わせや相談業務に携わっています。入居された方の要望にどこまで応えられるか難しい点がありますが、被災された皆さんが新たな生活基盤を円滑に築いていけるように支援していきたいと思



ます。

来年3月末までの長期派遣。派遣組、ではなく「職員」として受け入れてもらえるよう、責任を持って職務に取り組んでまいります。

市民協働課に派遣
わたなべ かつみ
渡辺 克己さん 26歳

東松島の復興を応援します 長期派遣職員の紹介

東京都中野区からの支援チームとして、4人のチームメンバーが来年3月末まで滞在。市民協働課で仮設住宅に入居されている皆さんからの問い合わせや各種相談に応じています。

態勢整え力尽くす

市民協働課で、仮設住宅の入居者の皆さんからの問い合わせなどの対応を担当しています。皆さんの切実な声を聞き、被災された方の多くが、経済的な問題を含めて苦しい状態にあるというのが率直な印象です。

震災の日、真っ黒な津波が襲来したそうですが、実際に歩いた被災現場には今もガレキが残り、当時のすさまじい痕跡をとどめていました。復興に向けて頑張っている市民のために、少しでもお手伝いさせていただきたい、心からそう願っています。時間とともに被災地の要望は変化しますから、私たちもしっかり態勢を整えて力を尽くしたいと思います。

市民協働課に派遣
かたやま ゆたか
片山 豊さん 47歳



新しい情報を発信

仮設住宅の集会所に消耗品を補充したり、避難所の片付けをしたりと、外回りの仕事を中心です。市民の皆さんと接する機会が多いので、ボランティアによる催しなど新しい情報をお届けできるよう努めていきたいです。

熊本県や福岡県などの派遣の方から色々教えていただきました。先日、栃木県小山市の方とも意見交換でき、自治体間の交流がさらに深められれば心強いです。

業務にまだ慣れていなかった当初、わたしのおぼつかない説明にも怒ることなく、広い心で受け止めてくださった市民の皆さん。逆に「来てくれてありがとう」と言われ、とても安心しました。

市民協働課に派遣
びとう まさひろ
尾藤 理裕さん 25歳



私たちの友情のストーリーは永遠に

平成3年から始まった「海と大地」子どもふれあい交流事業(同子ども交流実行委員会、東松島市、更別村、東松島市教育委員会、更別村教育委員会主催)も

今年で21年目を迎えました。今年は、7月29日から8月1日にかけて北の大地更別村で開催され、東松島市から6年生10人、更別村か

大曲小6年

相澤 岳くん



くれました。トレーラーハウスでの共同合宿やミニ運動会など、とてもよい思い出となりました。

ホームステイでは、佐藤友祐くんの家にお世話になりました。動物園に行ったりバーベキューをしたり楽しく過ごすことができました。

北海道に初めて行きました。東松島より涼しいかなと思っていたら、初日は思った以上に暑かったです。

更別から帰るとき、「また遊びに来てね!」と言われて、とてもうれしかったです。機会があれば、また会いに行きたいと思いました。

更別小6年

鈴木 暖乃さん



トレーラーハウスでの共同合宿では、友だちといっぱいお話しすることができてとても楽しかったです。

ホームステイでは、佐藤里紗さんが泊まりに来てくれました。一緒に帯広動物園を見学したり、町で買い物したりして楽しい時間が過ごせました。

震災があつて、交流事業が出来るか不安だったけど、東松島市の友だちが来てくれて本当に良かったので元気でいてください。

平成23年度“海と大地”子どもふれあい交流事業

互いの絆を深めた4日間

ら6年生8人のほか、中学生5人が参加しました。この相互

交流事業は、これまで1年ごとにお互いの

まちを開催地として小学5・6年生を対象に

実施してきました。今回は3月11日に発生した東日本大

震災の影響により、開催が直前まで危ぶまれたものの、

参加者を昨年、東松島市で交流

を行った5年生(今年6年生)に限定し、縮小した形で



▲みんなで記念撮影



▲じゃがいも、獲ったぞー



▲子牛のミルクあげに大喜び(農業体験)

行われました。参加した児童全員が、1年ぶりの再会となり、交流初日から打ち解けあい、とても有意義な交流活動が行われました。

教育委員のちよっという話 第3回

木村教育長に続き教育委員4人によるちよっという話は、震災で中断していましたが、今月号から掲載を再開します(毎月1日号で連載)。第3回は石森教育委員です。



東松島市教育委員会 教育委員 石森 さと子(平岡)

★プロフィール★ 東松島市牛網在住 昭和38年7月10日生まれ 長谷柳 翠 専門学校卒業 平成17年4月 東松島市教育委員に就任 座右の銘: 足るを知る 趣味: 読書、サッカー観戦 特技: 書道、和裁

未来へ

東日本大震災から半年が経とうとしています。皆さんの暮らしは落ち着いてきたでしょうか。

小中学校も、十日ほど遅れての始業でしたが、一学期が無事終わり、充実の

二期へと先生方と共に頑張っています。ただ、校舎の損壊が激しかった鳴瀬

第二中学校・野蒜小学校・浜市小学校は、まだ仮教室の状態ですが、それでも

子どもたちは遅く、工夫した学校生活を送っているようです。スポーツ少年

団や部活動での県大会出場など、ハッピーを背負った中での活躍は、これからの我が市の未来に向けた明るい話題です。

私の住む地区では、夏休み中に中学校のリサイクル資源回収が行われました。今の状態では、多分中止だろうと思っていたところ、実施するとの連絡

がありました。滞在期間中、子どもたちと心の触れ合いを通して互いの絆を深めた4日間でした。

が、30年以上も続いている伝統行事でしたので、継続しようとする心に、一卒業生として、大変感激しました。街は破壊されてしまいましたが、心までは壊れていないことを、子どもたちの活動から教えられたような気がしました。

◆次回、浅野勝則教育委員からの「ちよっという話」を掲載します。

生涯学習課社会教育 班 内線3300

がんばろう! 東松島

City View! ①

▼ひびき工業団地内の仮設住宅集会所周辺で「川下盆踊り供養祭」が開かれ、地区住民と仮設住宅入居者、ボランティアが輪になって踊り、震災で犠牲となった方々を慰霊し、親睦と交流を深めました(8月13日)



▲市社会福祉協議会が運営してきた災害ボランティアセンターが生活復興支援センターに移行する式典が行われました。イートも駆けつけ、長期にわたり活動してきたボランティアをねぎらいました(8月12日、市コミュニティパーク)



▲新しいまちづくりへ向けた地区懇談会が大曲地区で開かれました(8月10日、大曲市民センター)



▲小野市民センターで「よしもと芸人ライブ(参加芸人:井上マー・アホマイルド・スーパーギャルズ)」が行われ、被災者の皆さんを笑いで励ました(8月9日、6月4日には大塩市民センターで開催)



▲上河戸地区センター復興夏まつりが開かれ、地区の児童たちが練習してきた「マルモのおきて」ダンスを踊り、まつりを盛り上げました(8月6日、市保健相談センター駐車場)



▲図書館で、松本じつちの愛称で親しまれ、震災で亡くなった松本昭英さんのオリジナルの紙芝居が初披露されました。仙台市の紙芝居作家ときわひろみさんが上演しました(8月20日、図書館)

▶「原信夫とシャープ&フラッツ」の大山日出雄さん(サクソフなど日本ジャズ界を代表するプレイヤー)による吹奏楽クリニックが行われ、矢本一、二中の吹奏楽部の生徒らを指導しました。また、矢本運動公園内の仮設住宅集会所でミニコンサートも行いました(8月17日)



▲東京都千代田区の白百合学園中学校1年生の磯谷理乃さんが、全国の知事から寄せられた応援の絵はがきを持って、阿部市長を訪問しました(8月11日、市役所)



▲日本消防協会(10台)・山形県寒河江市(1台)・埼玉県富士見市(1台)より消防ポンプ車の寄贈を受けました(7月22日・26日、8月9日)



▲ベガルタ仙台は、被災地の子供たちを元気づけるため「宮城・東北Dream Project」に取り組んでおり、市内サッカースポーツ少年団110人が試合観戦に招待されました(8月13日・鹿島戦)



▲熊本県内の若手経営者などで構成する「くまもと21の会」が主催する「キッズサミットin熊本」に市内小学生25人が招待され、地元の子供たちと交流を深めました(8月5日・8日)



約9千発の花火が東松島の夜空に打ち上げられました

願い支援に恩返し

復興を願い支援に恩返しする“ありがとう”「東松島元気フェスタ」(同実行委員会主催)が8月20日(土)、JR矢本駅前の市商工会前から旧国道の中道通りなどで開かれました。今回のイベントには約2万人が訪れ、航空自衛隊松島基地のブルーインパルスが慰霊の意味を込めて展示飛行したほか、鼓笛隊演奏、ステージパフォーマンス、たくさんの出店も並び、盛り上がりました。夜には花火大会も催され、大輪の華が夜空を彩りました。みんなが熱く燃えたイベントの様子を写真で紹介します。



花火の協賛金集めに協力した俳優の津川雅彦さんがステージであいさつしました

あったかいホールには、国内・世界からの応援メッセージが展示されました



磯谷理乃さんが集めた全国の知事からの応援メッセージも展示(9ページ参照)



▲東松島市「絆」ポロシャツなどの復興支援グッズの売り上げも好評(販売で得た収益は市の復興のために充てられます)



▲商工会前ではボランティアバスに絵やメッセージを書きました

フォトレポート

▶東松島のイメージソングを歌う市内の小学生の子どもたち



▲ブルーインパルスが久しぶりに市民の前に勇姿を見せました



▲鳴瀬鼓心太鼓のみなさんの力強い演奏が市民を釘付けにしました



▲商工会前交差点では、赤井いびき太鼓(赤井小)が響き渡りました

“ありがとう”「東松島元気フェスタ」

復興を



▲ぼくたちもみんなに“ありがとう”って言うよ(ありがとうボイス)



◀市内の4小学校の鼓笛隊がパレードし、児童たちが元気な姿を見せました(天本東小鼓笛隊)



▶ゆかたをきたよ、にあってる。(浴衣無料着付け)



▲ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(大阪府)からセサミストリートの仲間たちがやってきて、楽しいステージを披露しました



▲モノマネ芸人のゆうたろうさんが屋台を出店し、焼きそばを振る舞ったり記念撮影などを行いました

紹介します 東根市はこんな街です



果樹王国ひがしねのイメージキャラクター「ダントク」

山形県東根市と東松島市は、震災を乗り越えて、強い絆とさらなる交流を深めようとしています。東根市ってどんな街？名所やイベントは？今月(毎月1日号)から、東根市の話題をシリーズで紹介していきます。

No.1 ひがしね祭

東根市では毎年8月10日と11日の2日間、「ひがしね祭」が開催されます。1日目の見どころは動く七夕提灯行列です。子どもたちが手作りの田楽提灯を持ち、大型の張り子の山車などどねり歩く伝統行事です。総勢41団体、参加者3,000人を超える壮大なパレードです。また2日目のメインはどりの競演です。熱い踊りに、会場は熱気と興奮に包まれました。今年の祭りには2日間で延べ13万5,000人が来場しました。

■問 東松島市総務課秘書 広報班 ☎内線1212



▶子どもたちが主役のパレード。今年の動く七夕提灯行列の様子

City View! ② 全国に広がる支援の輪

～東松島の物産を買って被災地を応援しよう～

▶岐阜県美濃加茂市では、「がんばろう東北！東松島市応援物産展」が開催されました(7月6日)



▶三重県鳥羽市では、東松島市内で炊き出し活動を行った青年会議所の有志が地元のイベントで物産販売を行いました(7月22日)



▶東京都庁第一本庁舎2階全国観光PRコーナーにて、震災復興支援キャンペーンとして、被害の大きかった東北3県(宮城・岩手・福島)合同で物産展を実施。本市からは、海苔や夏野菜・米・漬物・米粉クッキー・味噌などを販売しました(8月3日～9日)



▲ひがしまつしま 埼玉県東松山市で行われた「東松山マルシェ」にて、東松島市の物産や復興支援グッズが販売されました(8月20日)

みんなの心と力をひとつに

まちの情報広場 ②

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

アスリートにピックアップ

市内に在住し、各種スポーツ全国大会などにおいて活躍しているスポーツ選手を紹介します。

あべ さいか
阿部 彩果 選手
石巻高校3年生(若葉)



- ・ジャパンオープン2011(50m平泳ぎ出場)
- ・第59回東北高等学校選手権水泳競技大会(100m平泳ぎ 第3位入賞)
- ・第79回日本高等学校選手権水泳競技大会競泳競技(100m平泳ぎ出場)
- ・第34回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会(50m・100m平泳ぎ出場)
- ・FINA競泳ワールドカップ東京2011(50m平泳ぎ)出場/11月12日~13日

今後も全国大会などで活躍する優秀選手を紹介していきますので、情報をお待ちしています(自薦・他薦は問わず)。

■問 生涯学習課スポーツ振興班 ☎82-9030

新議長・副議長 決まる



議長 五野井敏夫
(58歳・筒場・2期)



副議長 菅原節郎
(61歳・新町・2期)

7月27日(水)、市議会は新しい議長に五野井敏夫議員を、副議長に菅原節郎議員を選出しました。任期は平成25年4月までです。

■問 議会事務局 ☎内線1311

らくらく号の運行禁止区域の一部を解除します

9月1日より運行禁止を設定している地区のうち、立沼・牛網・浜市・野蒜・宮戸地区の一部を解除しますので、お知らせします。詳しくは、市報9月15日号でお知らせします。

○解除区域

地区	内容
立沼地区	全域解除
牛網・浜市地区	全域解除
野蒜地区の一部	東名運河より北側(新東名全域・野蒜地区の一部)解除
宮戸地区の一部	宮戸小・室浜・月浜仮設住宅の入口を解除

▲引き続き運行制限する箇所

地区	内容
大曲浜地区	全域
野蒜地区の一部	東名運河より南側(東名地区全域・野蒜地区の一部)

◎運行解除にあたっての注意事項

※震度5弱以上の地震が発生した場合は、乗客を目的地で降車させ直ちに運行を見合わせます。

※津波注意報が発令された場合は、沿岸区域への運行を見合わせます。

※津波警報以上が発令された場合、乗客を乗せたまま高台・内陸地奥へ避難します。

■問 復興政策課企画調整班 ☎内線1234~1235

東松島市立小中学校・幼稚園の放射線測定

市立小・中学校、幼稚園の校庭・園庭において、専門業者による空間放射線量測定を実施しました。結果は次のとおりです

学校・園名	測定月日	地表からの高さ	測定値(単位: μSv/h)
矢本東小学校	7月11日(月)	0.5m	0.09
矢本西小学校	7月11日(月)	0.5m	0.10
大曲小学校	7月12日(火)	0.5m	0.07
赤井小学校	7月14日(木)	0.5m	0.10
赤井南小学校	7月12日(火)	0.5m	0.07
大塩小学校	7月14日(木)	0.5m	0.11
小野小学校	7月13日(水)	0.5m	0.08
浜市小学校	7月13日(水)	0.5m	0.08
野蒜小学校(仮校庭)	7月13日(水)	0.5m	0.08
宮戸小学校	7月13日(水)	0.5m	0.11
矢本第一中学校	7月11日(月)	1.0m	0.12
矢本第二中学校	7月12日(火)	1.0m	0.07
鳴瀬第一中学校	7月13日(水)	1.0m	0.10
鳴瀬第二中学校	7月13日(水)	1.0m	0.10
矢本中央幼稚園	7月11日(月)	0.5m	0.10

※測定結果は、ただちに健康に影響を与えるレベルではありません。

※簡易測定器による空間放射線量測定については、週1回実施しています。測定結果は、県の教育庁スポーツ健康課・東部教育事務所のホームページで公開しています。※学校プール水検査を6月24日(金)・7月25日(月)・8月17日(水)に鳴瀬第一中学校で実施しましたが、放射性物質は検出されませんでした。

■問 学校教育課学校教育班 ☎内線1254

音楽で心のバリアフリーをとっておきの音楽祭in東まつしま2011

とっておきの音楽祭は、障がいのある人も一緒に音楽を楽しみ、心のバリアフリーを目指すものです。

■日時 9月4日(日) 10時30分~

■場所 ロックタウン矢本

■問 とっておきの音楽祭in東まつしま実行委員会 本田 ☎82-8349



▲昨年のとっておきの音楽祭(7月11日開催)

平成23年産米の放射性物質調査実施と出荷自粛のお願い

宮城県は、平成23年産米の安全性を確認するため、市内においても放射性物質の調査を実施します。予備調査は9月上旬に、本調査は9月中旬以降に実施します。市民の皆さんには、本市の調査結果が出るまで、米の出荷・販売・譲渡・贈答をしないようお願いいたします。本市での調査結果は、県のホームページ・市報への掲載などで公表し、市民の皆さんに速やかにお知らせします。

宮城米のブランドを守り、消費者に安全でおいしい宮城米を届けましょう。

■問 農林水産課農政班 ☎内線2140

東松島市内の放射線測定

市役所前での測定を毎日実施しています。測定した月日・場所および結果については次のとおりです

※測定結果は、測定器の特性により違いがありますが、ただちに健康に影響を与えるレベルではありません。

空間放射線線量率調査結果								
測定月日	8月17日(水)		8月18日(木)		8月19日(金)		8月20日(土)	
天候	晴れ		曇り		雨		曇り	
測定場所	市役所前		市役所前		市役所前		市役所前	
地表からの高さ	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m
平均値(単位: μSv/h)	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08
最大値(単位: μSv/h)	0.08	0.08	0.09	0.08	0.09	0.09	0.08	0.09
最小値(単位: μSv/h)	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08

空間放射線線量率調査結果						
測定月日	8月21日(日)		8月22日(月)		8月23日(火)	
天候	雨		雨		曇り	
測定場所	市役所前		市役所前		市役所前	
地表からの高さ	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m
平均値(単位: μSv/h)	0.07	0.08	0.08	0.09	0.07	0.08
最大値(単位: μSv/h)	0.08	0.09	0.09	0.09	0.07	0.08
最小値(単位: μSv/h)	0.07	0.06	0.08	0.08	0.07	0.07

■問 環境課環境班 ☎内線1151

みんなの心と力をひとつに 市民の皆さんとともに計画づくりを進めます

『東松島市復興まちづくり計画』策定の取り組み状況報告



▲第1回復興まちづくり計画有識者委員会の様子（6月28日、市役所）

復興まちづくり計画有識者委員会（公開）

復興に向けたまちづくり計画を専門的な見地から検討し、提言をいただけてきました。今後も次の日程で開催される予定です。

回数	日付	開始時間	会場	主な議題
第1回	6月28日(火)	13時30分	市役所	●復興まちづくり計画策定の体制・スケジュール・基本方針の確認 ●各委員からの提言
第2回	8月25日(木)	15時30分	市役所	●計画スケルトン案の検討 ●市民アンケート結果の検討
第3回 (予定)	9月13日(火)	9時30分	市役所	●1次案の検討 ●市民アンケートⅡの検討
第4回 (予定)	12月13日(火)	9時30分	市役所	●2次案の検討

●震災からの「復興」に向けて

震災発生から5カ月以上が経ちました。市内では、避難所生活をしてきた多くの方が応急仮設住宅に入居し、ガレキの処理も進んで少しずつ震災前の状況を取り戻しつつありますが、いまだ市外への一時避難・転居を余儀なくされている方もいます。震災発生以降、市では、道路などのライフライン

および福祉・教育施設などの復旧や応急仮設住宅の建設・入居などに全力で取り組んできました。今後は市の復興と将来の発展を見据えた取り組みを進めていくことが必要になってきます。

これらの取り組みは、高台への集団移転などによる住宅地整備とこれに伴う都市計画事業や特別名勝管理区域の見直し、道路・鉄道・下水道などの都市基盤や農・漁業の産業基盤の整備のあり方の検討、防災機能の向上や新たな市民協働体制の構築など、

いずれも本市が経験したことのない規模と内容になるとともに、計画的かつ加速的に進めていかなければなりません。

そのため、市では『東松島市復興まちづくり計画』を策定し、その策定にあたっては、専門的知見を有する学識経験者の助言を得ながら、市民の皆さんと行政の総力を結集して取り組んでいきます。

●計画策定のための体制

市の体制として、災害対策や復旧に取り組んでいた「東松島市災害対策本部」を、6月19日に「東松島市震災復興本部」に改編。従来の災害対応に加え、『復興まちづくり計画』の策定や都市計画事業・産業基盤整備・防災機能の向上や新たな市民協働体制の構築などに取り組むものです。

8月には「復興の政策・調整を担う部署」として「復興政策部」とその下に「復興政策課」「復興都市計画課」「市民協働課」を設置しました。

震災復興本部には、学識経験者6人を中心とする「復興まちづくり計画有識者委員会」、学識経験者3人と市役所担当職員などで構成する「復興まちづくり計画ワーキング会議」、8地区自治協議会・農協・漁協・商工会・住民団体

などの代表者で構成する「復興まちづくり懇談会」を設置し、計画策定にあたります。

また、8月～12月にかけて、市内8地区において、計画策定にあたっての趣旨説明や市民皆さんから意見を伺う「復興まちづくり地区懇談会」を順次開催します。

●計画最終案は12月までに策定

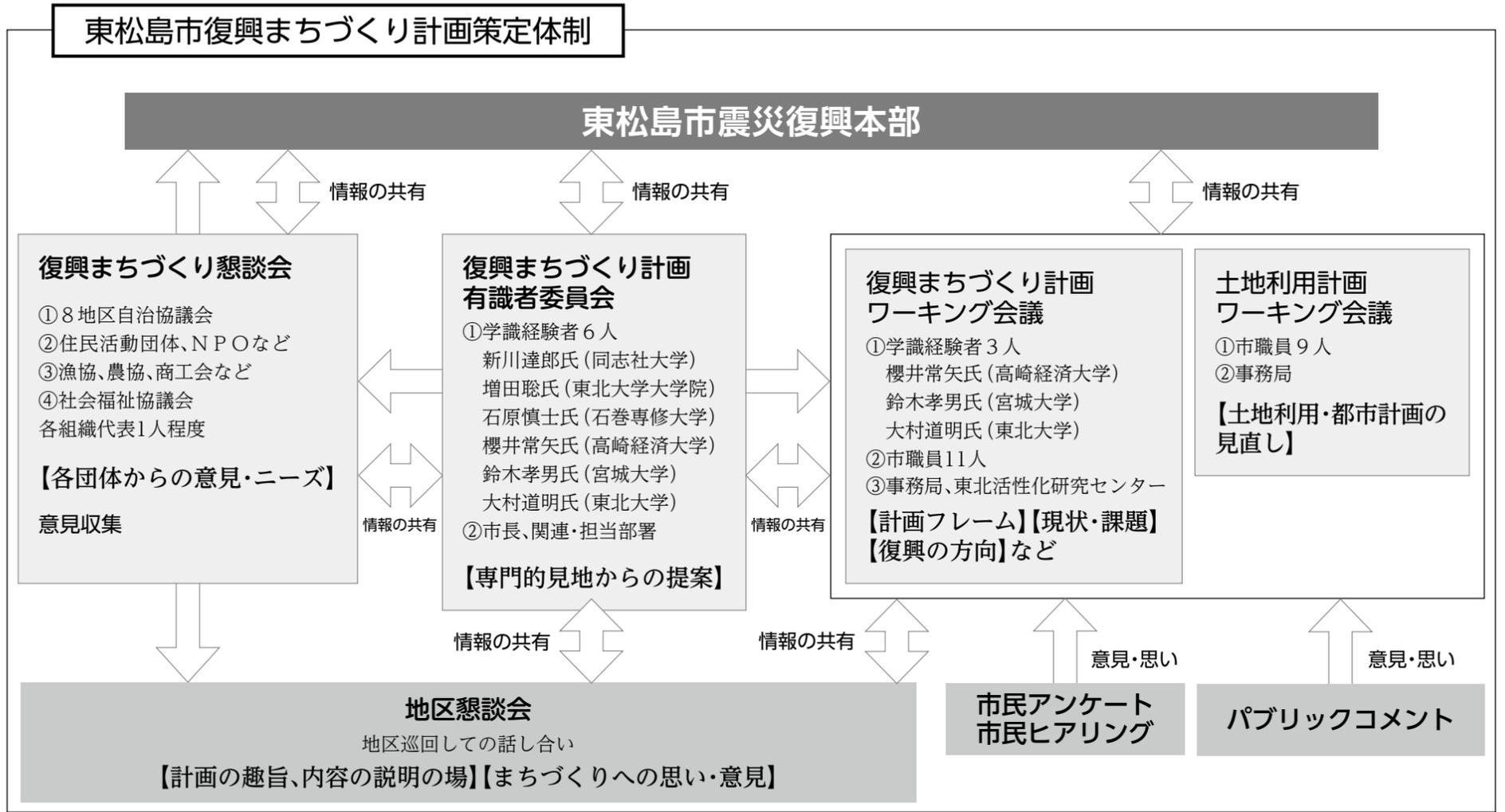
策定は7月より本格的に開始し、国や県の復興構想策定期を踏まえながら、9月までに1次素案を公表、12月の最終案策定を目指します。

●復興まちづくりは市民皆さんの協力が不可欠

策定にあたっては、市民アンケートや説明会・意見交換会、パブリックコメントを実施します。さらに、地区懇談会で市民の皆さんの意見を伺いながら、計画内容を充実させ実効性の高い策定を進めていくことが必要です。

市では、市報やホームページなどで、計画の検討・策定の過程を広く伝えていきますので、市民の皆さんからの意見や提言などをお寄せください。

復興政策課復興政策班
☎内線12411～12443



復興まちづくり地区懇談会 開催報告・予定

復興に向けたまちづくりを行うため、下記の日程で各地区懇談会を開催し、皆さんから多くのご意見をお寄せいただきました。今後も次の日程で開催します。

日付	開始時間	地区懇談会名	会場
8月5日(金)	16時30分～	宮戸地区「復興まちづくり地区懇談会」 【開催済】	宮戸市民センター
8月10日(水)	14時～	大曲地区「復興まちづくり地区懇談会」 【開催済】	大曲市民センター
8月10日(水)	19時～	小野地区「復興まちづくり地区懇談会」 【開催済】	小野市民センター
8月24日(水)	19時～	矢本東地区「復興まちづくり地区懇談会」 【開催済】	矢本東市民センター
8月26日(金)	19時～	大塩地区「復興まちづくり地区懇談会」 【開催済】	大塩市民センター
8月28日(日)	14時～	野蒜地区「復興まちづくり地区懇談会」 【開催済】	小野市民センター
9月5日(月)	19時～	赤井地区「復興まちづくり地区懇談会」	赤井市民センター
9月12日(月)	19時～	矢本西地区「復興まちづくり地区懇談会」	矢本西市民センター



▲大曲地区「復興まちづくり地区懇談会」の様子(8月10日、大曲市民センター)

復興まちづくり計画ワーキング会議

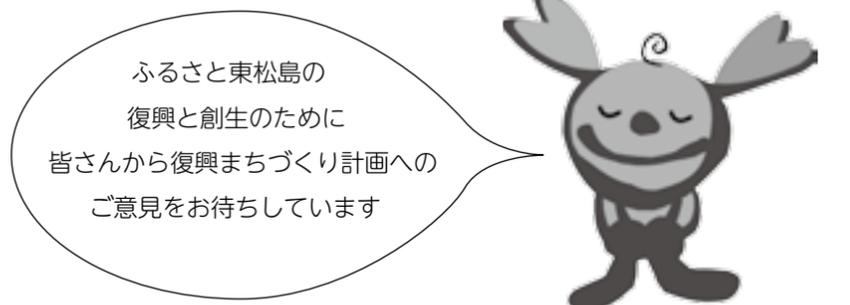
復興に向けたまちづくり計画のフレーム・現状と課題の洗い出し・復興の方針などを検討してきました。今後も次の日程で開催します。

回数	日付	開始時間	会場	主な議題
第1回	6月13日(月)	9時30分	市役所	●復興まちづくり計画策定づくりの体制・スケジュール・基本方針を確認
第2回	7月4日(月)	9時30分	市役所	●有識者委員会での提言と計画項目の確認・検討 ●各委員からの提案
第3回	7月22日(金)	9時30分	市役所	●計画の基本方針の確認 ●復興まちづくり懇談会の開催
第4回	8月1日(水)	9時30分	市役所	●計画の基本方針・フレーム案の検討
第5回	8月19日(金)	9時30分	市役所	●計画スケルトン案の検討 ●市民アンケートⅠ(居住意向)結果の検討 ●1次案策定作業分担の確認
第6回(予定)	9月7日(水)	9時30分	市役所	●有識者委員会・まちづくり懇談会検討結果の確認 ●土地利用構想案の確認 ●1次案の検討
第7回(予定)	9月20日(火)	9時30分	市役所	●有識者委員会・まちづくり懇談会検討結果の確認 ●1次案の調整 ●地域懇談会結果の確認
第8回(予定)	10月14日(金)	9時30分	市役所	●まちづくり懇談会検討結果の確認 ●2次案の検討
第9回(予定)	10月31日(月)	9時30分	市役所	●まちづくり懇談会検討結果の確認 ●2次案の検討
第10回(予定)	11月15日(火)	9時30分	市役所	●2次案の検討 ●市民アンケートⅡ結果の検討
第11回(予定)	12月5日(月)	9時30分	市役所	●まちづくり懇談会検討結果の確認 ●2次案の全体調整

復興まちづくり懇談会(公開)

8地区自治協議会・農協・漁協・商工会・住民団体の代表者で構成する懇談の場で、復興に向けたまちづくり計画についての意見やニーズを伺います。今後も次の日程で開催します。

回数	日付	開始時間	会場	主な議題
第1回	7月26日(火)	10時	市役所	●復興まちづくり計画についての質疑応答・グループ討議・全体発表
第2回	8月25日(木)	18時30分	市役所	●計画スケルトン案への意見 ●テーマ別のグループ討議
第3回(予定)	9月22日(木)	18時30分	市役所	●1次案への意見 ●テーマ別のグループ討議
第4回(予定)	10月14日(金)	18時30分	市役所	●テーマ別のグループ討議
第5回(予定)	11月15日(火)	18時30分	市役所	●2次案への意見 ●計画実践に向けて



知っ得情報

■問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

募集

嘱託収納員募集

納税推進課納税推進班
☎内線1141

勤務内容 自家用車を利用し、未納の市税および
税外収入金の訪問収納
■対象・資格 心身ともに健康で市税など滞納がない

健康推進課臨時事務補助員募集

健康推進課健康推進班
☎内線3110

勤務内容 健康事業に係る各種事務受付および事務補助

く、市内に1年以上在住し、パソコン操作(ワード・エクセル)ができる方

■募集人数 2人

■勤務期間 10月3日(月)～平成24年3月30日(金)

■勤務時間 週20時間以内

■賃金 月額70,000円および能率給(取扱件数による歩合)

■申し込み 9月16日(金)まで履歴書(写真貼付)を納税推進課に持参

※後日面接あり

務補助
■対象・資格 心身ともに健康で市税など滞納がなく、パソコン操作(ワード・エクセル)ができる方

■募集人員 1人

■勤務期間 10月1日～平成24年3月31日

■勤務時間 週28時間(土日祝休み、ただし行事などにより出勤の場合あり)

■勤務場所 東松島市役所(健康推進課)

■賃金 時給750円

■申し込み 9月15日(木)17時まで、履歴書(自筆、写真貼付)を健康推進課に持参(郵送可能)

※後日面接あり

平成24年度宮城県市町村職員共済組合職員募集

宮城県市町村職員共済組合
☎022-723-1252
〒980-1842 仙台市青葉区上杉1丁目2-13
(宮城県自治会館内)

○上級・事務

■資格 昭和62年4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業または平成24年3月31日までに卒業見込の方

■採用人員 1人

■募集期間 8月15日(月)～9月16日(金)

※郵送での申込の場合、メ

切日必着

■1次試験日・場所 10月16日(日)10時～宮城県自治会館

※2次試験の日程・場所な

お知らせ

市民課・夜間窓口延長の再開

市民課窓口サービス班
☎内線1122

9月から、市民課の窓口延長業務を再開します。業務内容は、住民票と戸籍謄本・抄本の交付、印鑑登録

どは、1次試験合格者に通知します。
※詳しい内容は問い合わせください

平成24年度宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合職員募集

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合
☎022-121-9201
〒980-1842 仙台市青葉区上杉1丁目2-13
(宮城県自治会館内)

○上級・行政職(大学卒業程度)

■資格 昭和62年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた方

■採用人員 1人

■募集期間 8月15日(月)～9月16日(金)

※郵送での申込の場合、メ切日必着

■1次試験日・場所 10月16日(日)10時～宮城県自治会館

※2次試験の日程・場所などは、1次試験合格者に通知します。

※詳しい内容は問い合わせください。

録、印鑑証明書などの諸証明の交付に限りません。
■日時 9月6日(火)、20日(火) 19時まで
■場所 市民課窓口

震災により下水道が使用不能の場合は廃止・休止届を提出してください。

下水道課経営班
☎内線2232・2235

震災により下水道排水設備が使用不能の方は、廃止・休止届を下水道課まで提出してください。
届出をすることにより、9月分から使用料金が水道のみの料金となります。
なお、上水道が既に停止・休止となっている方については、手続きは不要です。

9月は船員労働安全衛生月間

東北運輸局石巻海事事務所
☎95-11228

「無理せず」「油断せず」
運動月間中は、船員災害防止協会東北支部石巻地区支部のメンバーによる訪船班が、船舶の安全・衛生に関する点検指導を行います。けがなし病気なしに努めましょう。

国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金等免除証明書の有効期間の延長

市民課保険年金班
☎内線1119・1127

国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金等の免除を行う被災被保険者に対する入院時食事療養等の標準

市コミュニティセンターの利用再開

市コミュニティセンターは、震災により一般貸出を休止していましたが、10月1日(土)から利用を再開します。
当日は、開館再開イベントとして、秋田県のジャズバンド「ブロンズ」のコンサートや横手焼きそば300食の炊き出しなどを予定しています。

■貸し出しが可能な施設 ホールを除く施設内
※施設の空き状況は電話確認できますが、予約は申請者が直接来館して使用料を納入後、成立となります。電話での予約はできません。
※ホールの貸出は、まだ修繕が完了していないため貸出の目処が立たない状況です。

■問 市コミュニティセンター ☎82-6969

心身障害者医療費の受給者証の更新

心身障害者医療費の受給者証の更新手続きを実施します。対象者には、9月中旬に必要書類を郵送しますので、忘れずに手続きしてください。なお、現在の受給者証は10月1日以降、使用できませんので、注意ください。

対象地区	実施日	※受付時間	会場(予定)
大曲・赤井・大塩地区	9月28日(水)	9時～12時	市役所 本庁舎
矢本・小松地区	9月29日(木)	13時～17時	市役所 鳴瀬庁舎
鳴瀬地区	9月30日(金)		

※受付時間は、対象者により異なります。また、受付会場が変更になる場合があります。詳しくは9月中旬発送の通知文書をご覧ください。
※一部負担金等免除証明書が交付されている方も、更新の手続きは必要になります。

■問 福祉課障害福祉班 ☎内線1177・1178

準負担額の免除について、有効期間が平成23年8月31日までとなっていますが、「厚生労働大臣が定める日までの間」に延長されることになりました。

なお、既に発行している一部負担金等免除証明書の入院時食事療養等の標準負担額の有効期限は読み替えて修正することなく、そのまま使用できます。

自動車盗難に注意

震災以降、自動車盗難が増え続けています。買い物などで車を離れている間や保管中の被災車両の盗難が頻発していますので、確実なドアロックなどの盗難対策を行いましょう。

ヘルシー インフォ メーション

■問 東松島市役所 ☎82-1111

乳幼児健康診査および健康相談スケジュール(9月)

健康診査	日程	受付時間	対象者	場所
3歳児健康診査	6日(火)	12時30分～ 12時50分	平成20年4月 出生児	矢本保健 相談センター
1歳6か月児健康診査	7日(水)		平成22年2月 出生児	
2歳6か月児歯科健診	8日(木)		平成21年2月 出生児	
4か月児健康診査	28日(水)		平成23年5月 出生児	

健康相談	日程	実施時間	対象者	場所
妊産婦・子どもの健康相談	14日(水)	9時30分～ 11時30分	妊産婦・子ども・保護者	矢本保健 相談センター
10か月児健康相談	29日(木)	13時～ 13時20分	平成22年11月 出生児	

※7か月児健康相談は、10月からの再開となります。相談希望の方は、妊産婦・子どもの健康相談をご利用ください。

乳幼児健康診査、健康相談

健康推進課健康指導班
☎内線3106・3108

9月の「乳幼児健康診査」および「健康相談」の予定は左記のとおりです。

乳幼児健康診査の対象者には、あらかじめ通知しておりますが、通知が届かない方や新たに転入された方は、担当まで連絡ください。

母子健康手帳・母子健康手帳別冊の交付

健康推進課健康指導班
☎内線3106・3108

■対象 妊娠された方、震災で母子健康手帳、母子健康手帳別冊をなくした方

■方法 保健師による個別交付

場所

矢本保健相談センター

■申し込み 事前に電話での予約が必要です

赤ちゃん訪問

健康推進課健康指導班
☎内線3106・3108

新生児および産婦の訪問指導を行っています。

■内容 発育・発達確認と

母乳・育児相談の家庭訪問

健康推進課健康指導班
☎内線3106・3108

■方法 希望する場所(避難所や仮設住宅も可能)に保健師または助産師が伺います。

■申し込み 矢本保健相談センターに電話で申し込みの上、出生連絡票を郵送で提出してください

子どもの心理相談会

健康推進課健康指導班
☎内線3114

子育ての心配事や反抗期への対応、しつけの仕方などについて、心理カウンセラーによる個別相談を行います。気軽に相談ください。

場所

矢本保健相談センター

担当カウンセラー

今野広子(臨床心理カウンセラー)

■申し込み 9月6日(火)まで電話で申し込みください



震災後のこころのケア相談窓口

福祉課障害福祉班
☎内線1175・1176

市では、震災後のこころのケアについての相談窓口を設置しています。

眠れない・食欲がなくて食べられない・誰とも話さず気にならない・イライラするなどの症状でお困りの方は相談

休日診療担当医院表

受診時間:9時～17時まで

月日	医院名	電話	薬局名	電話
9月4日(日)	伊東胃腸科内科	82-6666	たかぎ薬局 赤井店	83-5466
9月11日(日)	かしわや内科クリニック	83-2003	こぐま薬局	82-3943
9月18日(日)	うつみレディースクリニック	84-2868	調剤薬局くりっぴ	24-9730
9月19日(月・祝)	鳴瀬中央医院	87-3853	なるせ薬局	86-1251
9月23日(金・祝)	わたなべ整形外科	84-2323		
9月25日(日)	ししど内科クリニック	83-8830		
10月2日(日)	加藤医院	82-2030		

※救急医療機関として、市内では、真壁病院☎82-7111、仙石病院(泌尿器科、脳神経外科)☎83-2111が24時間体制で救急患者の診療を実施。また、石巻 圏域では、石巻赤十字病院☎21-7220が、24時間体制で救急患者の診療にあっています。診療が必要な場合は、電話確認をしてから受診してください。

子宮頸がんワクチン接種のお知らせ

現在、中学1年生から高校2年生相当の女子の方は、『子宮頸がん予防ワクチン』を無料で接種することができます。

ただし、この予防接種は義務ではなく、保護者の方が内容を理解のうえ希望した場合、市が指定する医療機関で予約し接種するものです。対象者には、関係書類を郵送しています。

【重要なお知らせ】

この予防接種は平成23年2月から開始となりましたが、震災による影響、またはワクチンの供給量不足により希望する方が接種できない状況となっていました。7月下旬よりワクチンが十分に供給できる見込みとなりましたので、希望される方は医療機関に予約をして接種してください。

なお、このワクチンは6カ月の間に3回接種するものであり、無料で接種できる期間は、平成24年3月31日までとなります。平成23年9月30日までに1回目の接種を開始しないと3回目の接種を無料で接種できなくなりますので、希望される方は早めに接種する必要があります。

●標準的な接種間隔

子宮頸がんワクチンの接種回数:3回接種に6ヵ月かかります。



■問 健康推進課健康推進班 ☎内線3110

ください。子どもの相談についても利用ください。

手足口病に注意

健康推進課健康指導班
☎内線3105

乳幼児を中心に、手足口病(てあしくちびょう)が流行しています。手足口病は、口の中や手のひら、手足などに水疱性の発疹が出るウイルスの感染によって起こる感染症です。高熱が出る・発熱が2日以上続く・嘔吐・頭を痛がる・視線が合わない・呼びかけに答えない・呼吸が速くて息苦しそう・水分が取れずにおしっこがでない・ぐったりとしているなどの症状がみられた場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

予防接種予診票を郵送

次の対象となる方に予防接種予診票を郵送しますので、指定医療機関で接種してください(通知が届かない場合は、ご連絡ください)。

予防接種名	対象
BCG、三種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌	平成23年6月生まれの方
麻しん風しん(第1期)	平成22年8月生まれの方

■問 健康推進課健康推進班 ☎内線3110

熱中症に注意 ～水分補給と体調管理を万全に～

9月に入っても残暑が続くと予想されますので、引き続き熱中症に気をつけましょう。

屋内でも油断は禁物。水分補給と体温を上げないことが熱中症予防の基本です。

小さい子供や、のどの渇きを感じにくい高齢者は特に注意しましょう。



< 熱中症予防のポイント >

- のどがかわかなくても水分補給
- 直射日光を避ける…屋外は帽子や日陰の利用を。室内ではすだれやカーテンを活用しましょう
- 風通しを良くし、扇風機やエアコン、保冷剤などの冷却用品を上手に活用
- たくさん汗をかいたら塩分も補給
- 休息と睡眠を十分とり、日頃から体調管理を心がけましょう

■問 健康推進課健康指導班 ☎内線3105

東松島市健康増進センター ゆぶと通信

9月に入り、だんだんと涼しくなってきましたね。早いと思わずに、冬に向けて、運動で貯筋(筋肉を貯める)をしていきましょう。そうすると、冬でもカロリーを消費する身体に変身できますよ。ぜひ、ゆぶとをご利用ください。

ゆぶとの新しいスタッフを紹介します



佐藤 かほる

プールで指導・監視をしております佐藤です。皆さんに早く顔と名前を覚えてもらえるように頑張ります。宜しくお願いします。



伊藤 清春

プールで指導・監視を担当しております伊藤です、スポーツの秋!! 一緒に楽しく鍛えていきましょう!!



柴田 幸子

清掃の柴田です。皆さまを笑顔で迎え、気持ちよく利用していただけるよう頑張ります。

■ジュニア水泳教室 会員募集中

水とお友だちになろう。ゆぶとでは、身体的にその年代で伸びるものを伸ばしながら水泳を覚えていきます。地元のプール「ゆぶと」で水泳を習っちゃお。

月・火・水・金曜日	土曜日	月会費(4週制/月)
15:00~16:00 幼児(3歳半~6歳)	10:15~11:15 学童(小学生)	週1回 …4,000円(税込)
16:15~17:15 学童(小学生)	11:30~12:30 幼児(3歳半~6歳)	週2回 …6,000円(税込)
17:30~18:30 学童(小学生)		教材費 …2,000円(税込)

■とってお得な年間会員募集中

年会費=5,250円で、1回の利用料がとってお得です。

大人	800円→600円
いきいき	600円→400円
子供	400円→300円
障害介助	600円→400円
障害児	300円→200円

さらに11枚綴りの利用回数券を買えば、1回分お得になります。

■選手コース開設

- 日時 月・水・金の週3回 18時~20時 (30分/陸上、90分/水中練習)
- 対象 当クラブ3級以上 ※別途練習の場合もあります。
- 会費 8,000円/月

■9/19(月・祝)は敬老の日

当日利用の60歳以上の方へ、『次回使える入館優待券』を差し上げます。多くの皆さんのお越しをお待ちしています。



■営業時間

平日 10時~22時
土日祝 10時~21時

■休館日

毎週木曜日(祝日の場合翌日)

■問 ☎84-3855

※プール・トレーニングジムの利用は閉館30分前までになります。

市民のカレンダー 9月

カレンダーの中にある時刻は、行事などの開始時間(または終了時間)を表しています。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
				1 ■市報9月1日号発行 ■「少年の主張」東松島大会(矢本一中) ■住宅金融支援機構災害復興住宅融資等相談(本庁舎1階玄関ホール)10:00	2 ■司法書士出張相談(本庁舎西側プレハブ)13:00	3 ■体育祭(鳴瀬一中) ■かがくあそび(ふしぎな動きをする木のおもちゃ) 11:00 ■おはなし会 15:00
4 ■とっておきの音楽祭in 東まつしま(ロックタウン矢本) 10:30	5 ■図書館休館日 ■赤井地区「復興まちづくり地区懇談会」(赤井市民センター)19:00	6 ■市民課窓口延長 ~19:00 ■納税相談夜間延長窓口 ~20:00	7 ■ちっちゃい子向け おはなし会 11:00	8 ■住宅金融支援機構災害復興住宅融資等相談(本庁舎1階玄関ホール)10:00	9 ■司法書士出張相談(本庁舎西側プレハブ)13:00	10 ■おはなし会 15:00
11	12 ■図書館休館日 ■矢本西地区「復興まちづくり地区懇談会」(矢本西市民センター)19:00	13 ■遠足(鳴瀬幼) ■納税相談夜間延長窓口 ~20:00	14	15 ■市報9月15日号発行 ■住宅金融支援機構災害復興住宅融資等相談(本庁舎1階玄関ホール)10:00	16 ■司法書士出張相談(本庁舎西側プレハブ)13:00	17 ■保育所運動会(矢本東・矢本西・大曲・赤井北・赤井南) ■2歳児教室(鳴瀬幼) ■東松島高校復興支援ライブ(東松島高校)14:00 ■おはなし会 15:00
18	19 敬老の日 ■図書館休館日	20 ■図書館休館日(敬老の日振替) ■市民課窓口延長 ~19:00 ■納税相談夜間延長窓口 ~20:00	21 ■ちっちゃい子向け おはなし会 11:00	22 ■住宅金融支援機構災害復興住宅融資等相談(本庁舎1階玄関ホール)10:00	23 秋分の日 ■図書館休館日	24 ■運動会(はなぶさ幼) ■石巻地区中総体新人大会 ~25日 ■おはなし会 15:00
25	26 ■市内中学校振替休業日 ■図書館休館日	27 ■納税相談夜間延長窓口 ~20:00	28	29 ■住宅金融支援機構災害復興住宅融資等相談(本庁舎1階玄関ホール)10:00	30 ■市内中学校振替休業日 ■図書館休館日(図書整理日) ■司法書士出張相談(本庁舎西側プレハブ)13:00	10/1 ■市報10月1日号発行 ■保育所運動会(大曲浜) ■おはなし会 15:00

問い合わせ	☎ …市役所	82-1111	☎(矢子) …矢本子育て支援センター	84-2676	☎(市コ) …市コミュニティセンター	82-6969	☎(健増) …健康増進センター ゆぶと	84-3855
	☎(鳴総) …鳴瀬総合支所	87-3111	☎(鳴子) …鳴瀬子育て支援センター	87-2338	☎(市体) …市民体育館	82-9030	社会体育施設の問い合わせは、スポーツ振興班(市民体育館) ☎82-9030まで	
	☎(矢保) …矢本保健相談センター	82-1123	☎ …市図書館	82-1120	☎(矢運) …矢本運動公園	82-6804		
	☎(鳴保) …鳴瀬保健相談センター	87-3111	☎(縄文) …奥松島縄文村歴史資料館	88-3927	☎(赤体) …赤井地区体育館	82-6803		
	☎(老) …老人福祉センター	83-2851	☎ …蔵しっくパーク	84-1770	☎(鷹来) …鷹来の森運動公園	82-1101		

お知らせ 休日窓口(土曜日)開庁は、8月6日(土)をもって終了しました。8月8日(月)以降は通常の月~金曜日の開庁です。

戸籍のまど

平成23年6～7月届け出分
(6月1日～7月31日)
敬称略・希望者のみ掲載しております

「結婚」 おめでとうございます

行政区	氏名
筒場	大内 優宜
筒場	平田 尚
下小松	小林 達也
石巻市	蜂谷 知世
上下堤	土井 崇之
上下堤	小山由美子
アメリカ	東 孝俊
表	阿部 志美
関の内二	木村 英徳
下町一	小山 香織
下小松	土井 佑也
涌谷町	佐藤真理子
谷地	青山 剛
石巻市	千葉 美里
下浜二	三浦 保
下浜一	高松 留奈

お誕生 おめでとうございます

行政区	氏名	保護者
南四	武田 育	達也
大溜	宇都宮 小夏	一也
四反走	今野 晴太	淳平
南新二	鹿野 絆来	佑太
新川前	菅原 陽大	大祐
柳北	阿部 李暖	伸一
柳北	加藤 彩助	洋介
上下堤	土井 瑞樹	直樹
上納	山田 葉那	博
貝田	大津 瑛菜	和也
大島	木村 心菜	剛

行政区	氏名	享年
小野上	大丸 眞治	94
中下	尾形 協子	68
浅井	高橋 啓	80
手招	相澤 兵治	74
中	浅野 昭午	81
下小松	松浦 たつお	94
南二	及川 幸雄	58
南一	千葉 芳夫	81
小野下	片岡 敬二	84
大塚	高橋 孝子	42
下町三	櫻井 はるみ	86
関の内二	加藤 歌子	103

※こちらの「お悔やみ申し上げます」に掲載されている方々は、震災以外で亡くなられた方々です。

お悔やみ申し上げます

塩入	曹 凜紀	麻美
照井	阿部 壮佑	貴宏
高田	上地 陸	史洋
関の内一	阿部 珂子	祐也
東大溜	門馬 大晟	一樹
南新二	渡辺 梨桜	卓也
往還上	水落 勇磨	卓也
横沼西	古川 颯人	淳
大塚	石井 乃香	英行
下町四	千葉 凛	蔵三
小分木	土井 一磨	勉三
南三	千葉 蒼生	秀樹
大島	奥田 美来	一正
中	阿部 瓜芭	洋一
中	山下 奈那	博
東大溜	山本 昊	晋司
関の内一	加藤 日向葵	健
表	木島 泰志	克貴
筒場	阿部 朔太郎	大介

◆お詫びと訂正◆

市報8月1日号の「東日本大震災で亡くなられた方々」で掲載した方の氏名が誤っていましたので、お詫びして訂正するとともに、あらためてご冥福をお祈りいたします。

○正 相澤みね子さん(上浜三)

×誤 相澤みわ子さん(上浜三)

上戸三	阿部 ゆき	91
関の内三	鈴木 茂	85
小野下	江口 レイ子	75
南四	藤原 喜義	59
南地	小堺 勝	87
下町一	櫻井 七郎	83
鹿妻二	田谷 たみこ	97
上小松	佐々木 やゑ	93
南新二	高橋 仁三	68
筒場	鶴岡 紀男	71
南六	佐藤 榮一	82
横関	青山 勝	62
中下	熊谷 彪	80
六槍	及川 みき子	82

住民異動があったら届出手続きをしましょう

市内へ転入や転居で住所を異動した方は、住んでから14日以内に届出をしましょう。

届出は本人または世帯主が届出(本人確認できる運転免許証などを持参)してください。それ以外の方が届出するときは、委任状と届出人の印鑑が必要です。

■問 市民課窓口サービス班 ☎内線1122

蔵しっくパークからのお知らせ

秋の夜長に癒しのひとときを
復興支援 お月見コンサート ～マリンバとオカリナの調べ～

■マリンバ演奏 高橋直樹氏、本田みち子氏
■オカリナ奏者 高橋美智子氏

■日時 9月13日(火) 開演18時30分(開場18時)
■場所 ひと・まち交流館(蔵しっくパーク)

■整理券 9月2日(金) 9時～(ひと・まち交流館にて)
■主催 蔵しっくパーク(東松島まちづくり応援団)

※今回は復興支援コンサートのため無料で演奏していただきます。
♪見上げてごらん夜の星を・・・などの名曲をお楽しみください♪



展示コーナー

かまがみ
震災復興祈念 釜神展

東日本大震災の早期復興を祈念し、宮城県北地方と岩手県南地方に藩政時代から伝わる、火除け魔除けの護り神「釜神様」の現代版新作を展示します。

■日時 9月10日(土)～18日(日)※月曜休館
10時～17時(最終日は15時まで)

■主催 加美町文化協会「木彫りの会」
■彫り方の実演 9月10日(土)・17日(土)・18日(日)
10時～15時



オープンくらっば蔵部「新鮮朝採り野菜販売」

■日 時 9月17日(土) 10時～12時(野菜がなくなり次第終了します)
■場 所 ひと・まち交流館

くらっば蔵部

◆和製の柿「美しい布の芸術をお楽しみください」

- ・開催日 9月9日(金) 10時30分～12時30分
- ・受付日 9月2日(金) 9時～(先着順)
- ・材料費 2,000円
- ・参加費 100円
- ・定員 10人
- ・持ち物 裁縫道具・手芸用ボンド

◆簡単な生け花「気軽に生け花を飾ってみませんか」

- ・開催日 10月1日(土) 10時～12時
- ・受付日 9月6日(火) 9時～(先着順)
- ・材料費 1,000円
- ・参加費 100円
- ・定員 10人
- ・持ち物 なし

■問・申し込み 蔵しっくパーク ☎84-1770



9月からは通常の開館時間になります

<ひと・まち交流館>
■開館時間 9時～21時(日・祝は17時まで) ■休館日 毎週月曜日
<ふれ愛情情報プラザ>のご利用はもうしばらくお待ちください。

広告

やもと整骨院 各種健康保険取扱
交通事故、労災もご相談下さい

矢本駅前 ゆぶと1F
☎ 83-5980

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	○	○
14:00～19:30	○	○	○	○	○	○	○	○
14:00～17:00	○	○	○	○	○	○	○	○

URL <http://www.yamoto-seikoin.com/>

9月1日より最終受付が19時30分になります。

被災された方への減免には一部負担金免除証明書が必要になります。

SPEEDY30分車検
TEL 87-3818

各社新車、中古車販売
(有)鳴瀬島山自動車
〒981-0303 東松島市小野字中央2-2 FAX 87-3817

COOP みやぎ生協提携店

編集と発行：東松島市総務課秘書広報班 制作：石巻日日新聞社
東松島市役所 ☎ 0225-82-1111 FAX 0225-82-8143
〒 981-0503 宮城県東松島市矢本字上戸戸 36-1
【秘書広報班メールアドレス】 koho@city.higashimatsushima.miyagi.jp
【東松島市ホームページ】 <http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>



東松島市の人口
(平成23年8月1日現在の住民基本台帳)
男 20,013人(-56) 女 20,850人(-75)
計 40,863人(-131) 世帯数 14,612戸(-6)
()内は前月比